



## 所得課税の抜本改革 (所得区分の統廃合など)

制度調査部  
齋藤 純

### 政府税調の個人所得課税に係る論点整理

#### 【要約】

政府税制調査会が、今後、所得税及び個人住民税の改正を行う上での論点をとりまとめた。子育て支援を目的とする項目のように減税につながる論点も含まれているが、給与所得控除の縮減や退職金課税の強化など、課税強化につながる改正項目が多くなっている。

論点整理に掲げられた問題点は、その多くが、2006年度税制改正以降の4～5年程度で改正される可能性が高い(すべての論点が実際の改正にまで至るとは限らない)。

本稿では、政府税調の論点整理のうち、所得区分及び各所得の課税方法の見直しに関する部分を解説する。

政府税制調査会は、2005年6月21日、「個人所得課税に関する論点整理」(以下、論点整理)を発表した。今後の個人所得課税(所得税及び個人住民税)の見直しを行っていく上で、改正すべき点を網羅している。

今回の論点整理は、論点整理の内容や過去の政府税調の資料などから、次のような基本方針に則ってまとめられていることが読み取れる。

個人所得課税の基幹税としての機能回復  
経済社会の構造変化  
国から地方への税源移譲の実現

具体的な論点として挙げられているのは、主に、次のようなものである。

- ・ 所得区分の見直し(10種類の所得区分から2減1増)
- ・ 給与所得控除の見直し(控除縮小の方向)
- ・ 退職所得課税の強化(就労の形態に中立的な仕組みへの移行など)
- ・ 子育て支援のための税制の検討(現在の所得控除から税額控除への移行など)
- ・ 税率構造の見直し(個人住民税の税率フラット化など)
- ・ 個人住民税の現年課税への移行

政府税調会長が会見でも述べているように、論点整理は、個人所得課税の構造的な問題にメスを入れ、個人所得課税をあるべき姿に近づけることを目的としている。その結果、子育て支援を目的とする改正や課税単位の見直しに言及している点を除いては、そのほとんどが課税強化につながる改正となっている。

もっとも、論点整理に掲げられた改正項目が、次の税制改正ですべて実施に移されるわけではない。政府税調会長は、論点整理の内容が実現するには、4～5年かかるのではないかとしており、また、すべての改正項目が実現するとも考えていないといった主旨の発言を行っている。

以下では、論点整理に盛り込まれている論点のうち、所得区分及び各所得の課税方法の見直しについて、現行制度の問題点及び想定されている改正案を整理する。なお、論点整理では具体的な見直し内容が明示されていない部分もあるため、政府税調資料及び政府税調会長会見録等で補っている。

## 所得区分の見直し

現在の所得税及び個人住民税では、所得はその源泉や性質によって、給与所得、退職所得、利子所得など 10 種類に区分され、それぞれ課税方法が定められている。論点整理では、現在の 10 種類の所得区分について、統廃合が必要である旨、提案している。

見直しの対象となるのは 3 つ。「不動産所得」「一時所得」は廃止され事業所得又は雑所得に統合される。また、雑所得の中から公的年金等の収入金額を独立させ、1 つの所得区分(年金所得?)にすべきと提案している。

### (1) 「不動産所得」の見直し

不動産所得とは、不動産、不動産の上に存する権利、船舶又は航空機の貸付けによる所得(事業所得又は譲渡所得に該当するものを除く)をいう。不動産等の貸付けによる所得であっても、事業として行われている場合には事業所得として課税される。事業としての不動産貸付け以外の不動産所得については、雑所得と同様の課税方法となっている。

このため、論点整理では、不動産所得を「事業所得」と「雑所得」に区分し、独立の所得区分としての「不動産所得」は廃止すべきと提案している。

### (2) 「一時所得」の見直し

一時所得とは、一時所得及び雑所得以外の 8 つの所得のいずれにも該当しない所得のうち、営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得で、対価性を有さないものをいう。例えば、次のようなものが該当する。

- ・懸賞や福引きの賞金品
- ・競馬や競輪の払戻金
- ・生命保険金の一時金や損害保険の満期返戻金
- ・法人から贈与された金品(業務に関して受けるもの、継続的に受けるものは除く)
- ・遺失物拾得者や埋蔵物発見者の受ける報労金

一時所得と雑所得は納税者にとって経常的な所得(主たる所得)ではないという点では同じであり、所得を得るための対価性の有無により一時所得か雑所得かが区分されている。論点整理では、こうした区分方法は合理性がないとして、一時所得の雑所得への統合を提案している。

ちなみに、一時所得の計算方法は次のようになっている。

$$\text{一時所得} = \text{収入金額} - \text{収入を得るために支出した金額} - \text{特別控除額(50万円)}$$

この一時所得の金額のうち、課税されるのは 1/2 である。雑所得に統合されれば、特別控除額や課税所得の 1/2 への軽減措置はなくなるため、実質的に増税となる。

### (3) 「雑所得」の見直し

雑所得は、雑所得以外の 9 所得のいずれにも該当しない所得をいう。例えば、次のものが該当する。

- ・公的年金等の収入金額
- ・利付債の償還差益
- ・外貨預金の為替差益
- ・原稿料、講演料 など

雑所得の計算方法は、「公的年金等<sup>1</sup>の収入金額」と「その他の雑所得」に分けて、次のように規定されている。

[公的年金等の収入金額]

$$\text{雑所得} = \text{収入金額} - \text{公的年金等控除額}$$

[その他の雑所得]

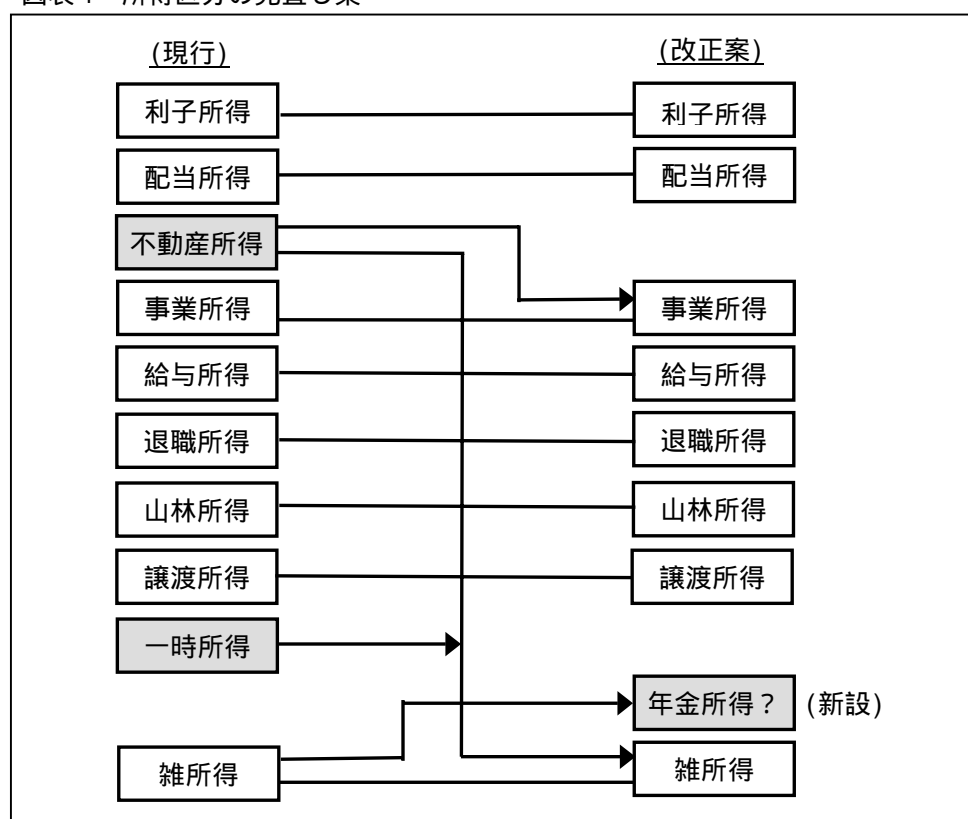
$$\text{雑所得} = \text{総収入金額} - \text{必要経費}$$

論点整理では、次のような理由から、公的年金等の収入金額を雑所得から切り離し、独立の所得区分とすることを提案している。

- ・ 公的年金等の収入金額は、所得金額の計算方法が他の雑所得と異なること
- ・ 公的年金の受給者及び年金に係る所得が増加していること

なお、論点整理では、公的年金等の収入金額の所得区分の見直しとともに、公的年金等控除のあり方についても検討の必要があるとしている。見直しにあたっては、世代内・世代間の負担の公平、給与所得控除の見直し(次ページ参照)を踏まえて検討すべきとしており、公的年金等控除は引下げの方向で検討されるものと思われる。

図表 1 所得区分の見直し案



<sup>1</sup> 公的年金等の収入金額には、次のものが該当する。

- ・ 国民年金法、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員共済組合法などの規定に基づく年金
- ・ 確定給付企業年金法、確定拠出企業年金法などの規定に基づく年金
- ・ 法人税法に規定する適格退職年金契約に基づく年金
- ・ 過去の勤務により会社などから支払われる年金 など

## 各所得の課税方法の見直し

論点整理では、(1)で説明した所得区分の見直しのほか、給与所得、退職所得及び譲渡所得等に係る課税方法の見直しにも言及している。

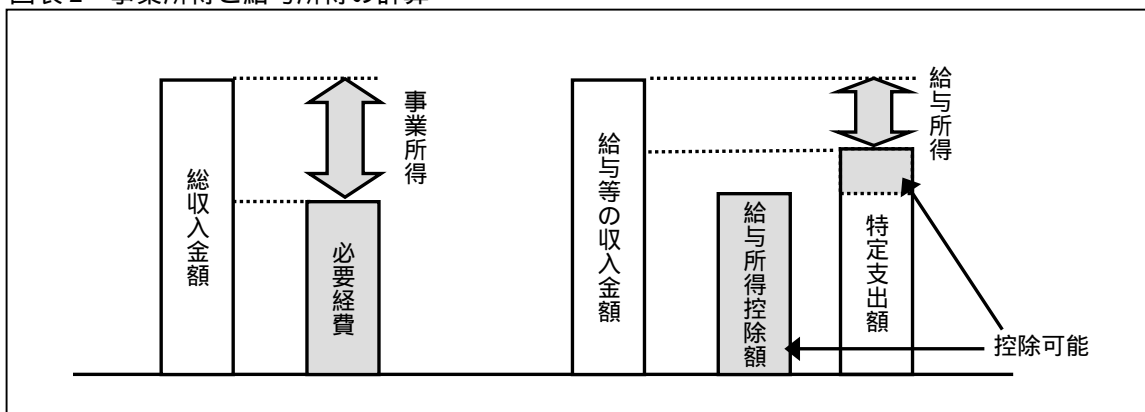
### (1)給与所得の見直し

論点整理では、給与所得を事業所得と対比しつつ、見直しの必要性を訴えている。つまり、給与所得者と事業所得者は、使用人に雇用されているか、自分で事業を営んでいるかの違いであり、基本的には両者を同等に扱うべきという考え方である。

給与所得と事業所得との違いは、所得を計算する上での「必要経費」の考え方にある。事業所得では、事業による収入を得るために支出した実額を必要経費として控除する。一方、給与所得では、給与等の収入金額に応じた一定率により概算した「給与所得控除額」を必要経費とみなして、給与等の収入金額からの控除を認めている。仮に、以下の特定支出額の合計が給与所得控除額を超える場合には、超過分を給与所得控除額に上乗せして控除することが可能である。

一般の通勤者につき通常必要と認められる通勤のための支出  
 転任に伴う転居のために通常必要と認められる支出のうち一定のもの  
 職務遂行に直接必要な技術・知識を習得するための研修のための支出  
 職務遂行に直接必要な資格を取得するための支出  
 転任に伴い生計を一にする配偶者等と別居することとなった場合に必要となる、勤務地等と自宅との間の移動に係る旅費のうち一定のもの

図表 2 事業所得と給与所得の計算



この取扱いに対して論点整理が指摘しているのが、給与所得控除見直しである。見直しの内容としては、次のような点が挙げられている。

- ・ 給与所得控除額の縮減
- ・ 給与所得者が実額で必要経費を控除する機会の増加
- ・ 特定支出の範囲の拡大

現在公表されている情報から判断すると、政府税調では、給与所得に対する課税方法を、次のような姿に変えることを想定しているものと思われる。

給与所得控除を縮減するとともに、特定支出の範囲を拡大する  
 実額での必要経費(特定支出額)が給与所得控除額を超える場合には、確定申告を通じて必

**要経費を控除**

給与所得控除額を超える必要経費を確定申告を通じて控除することにより、過大に徴収された源泉徴収税額を還付

給与所得控除額は 60.9 兆円、給与総額から控除される給与所得控除額の割合は 28.6%とされている(平成 17 年度予算ベース)。この水準がどこまで引き下げられるのかにもよるが、実際に改正されれば、論点整理に盛り込まれている改正案の中で最も影響の大きい改正になるものと思われる。

もっとも、給与所得控除は、給与所得者の必要経費の概算控除という性格のほか、必要経費の控除に関する事業所得者との不公平感の是正という性格も担っている。不公平感の是正が必要な状況は、現在でも大きくは変化していないと思われる。給与所得控除の縮減を実施するには、事業所得において適正な必要経費の控除が行われるような対策も必要となろう。

**(2)退職所得の見直し**

論点整理では、退職所得課税について課税を強化する方向の提案を行っている。

現在の退職所得課税では、給与所得との類似性を持つものの、退職所得が一時に実現するものであることや、老後の生活保障的な性格を有することなどから、給与所得よりも税負担が軽減されている。退職所得の計算方法は、次の通りである。

$$\text{退職所得} = (\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$$

退職所得控除額は、以下の通り。

勤続年数 20 年まで	1 年当たり 40 万円
勤続年数 20 年超	1 年当たり 70 万円

論点整理では、現行の退職所得課税の問題点として、次の点を指摘している。

- ・退職金を支給しない代わりに在勤中の給与を引き上げる、又は退職一時金に代えて退職年金を支給するといったように、退職金の支給実態が多様化している。
- ・退職所得控除は、勤続年数 20 年を境に控除額が急増する仕組みとなっている(勤続年数 20 年を境に扱いが急変することに合理的理由がなく、長期就労を優遇することが就労の選択において中立的ではなくなっている)
- ・退職所得控除を行った後の金額については、勤続年数が短期であっても課税対象が 1/2 に軽減されるが、この措置が濫用されている。

論点整理では具体的な見直し案は明示されていないが、上記の問題点に沿って、短期に見直しが必要な点と、時間をかけて見直すべき点とに分けて改正が行われていく可能性が高い。

ここでいう短期に見直しが必要な点とは、退職所得の課税対象が 1/2 に軽減される点である。政府税調では、意図的に退職金を高額にすることにより 1/2 課税の適用を受け、実質的に税負担の回避に利用されている点を特に問題視しており、この点の見直しは早期に行われる可能性が高い。

一方、退職所得は発生するまでに長期間を要する上、現行の退職金課税を前提に退職金等の手取額を計算していることも想定される。このため論点整理でも、退職所得課税の見直しを行う場合には、何らかの経過措置が必要となると指摘している。

## (3)譲渡所得の見直し

現在、譲渡所得については、株式等や土地等・建物等に関しては申告分離課税が適用され、それ以外の資産については総合課税とされている。総合課税の場合には、長期譲渡所得は課税対象が1/2に軽減されるとともに、譲渡損を他の所得(給与所得など)と通算することができる。こうした取扱いを受ける資産には、次のものなどが該当する。

- ・高額な貴金属、骨董品
- ・ゴルフ会員権
- ・特許権、著作権、借地権などの権利

図表3 譲渡所得の課税方法

		譲渡益	譲渡損		特例
			他の所得との損益通算	損失の繰越控除	
株式等	上場株式等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申告分離課税</li> <li>・税率：所得税 7%・個人住民税 3% 1</li> </ul>	不可 (株式等の範囲内でのみ可能)	翌年以降、最長3年間、繰越控除が可能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・元本1,000万円までの非課税措置</li> <li>・みなし取得費の特例</li> <li>・特定口座</li> </ul>
	上場株式等以外	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申告分離課税</li> <li>・税率：所得税 15%・個人住民税 5%</li> </ul>		不可	
土地等・建物等	短期 (所有期間5年以下)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申告分離課税</li> <li>・税率：所得税 30%・個人住民税 9%</li> </ul>	不可 (土地等・建物等の範囲内でのみ可能) 2	不可 3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一定の居住用資産の譲渡に係る軽減税率 4</li> <li>・一定の居住用財産の買換えに伴う課税繰延 4</li> <li>・居住用資産の譲渡に係る特別控除 など</li> </ul>
	長期 (所有期間5年超)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申告分離課税</li> <li>・税率：所得税 15%・個人住民税 5%</li> </ul>			
その他の資産		<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合課税</li> <li>・特別控除(50万円)</li> <li>・長期譲渡益は課税対象を1/2に軽減</li> <li>・税率：累進税率 5</li> </ul>	可	不可 6	

1 2008年1月以降は、所得税15%・個人住民税5%。

2 所有期間5年超であるなど一定の要件を満たす居住用資産の買換えなどの場合には、他の所得との損益通算が認められる。

3 所有期間5年超であるなど一定の要件を満たす居住用資産の買換えなどの場合には、最長3年間、損失の繰越控除が認められる。

4 居住期間10年以上の場合。

5 所得税は10、20、30、37%。個人住民税は5、10、13%。

6 青色申告者の場合に限り、一定の要件を充たす場合に、最長3年間の繰越控除が可能。

論点整理では、総合課税の対象となっている資産についても、申告分離課税とすることを検討する必要があるとしている。現在総合課税の対象となっているもののうち、どの資産を申告分離課税に移行させるかについては明らかにされていない。